

令和6年度指定管理者監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 指定管理者 黒石市西部地区連絡協議会
- (2) 施設名 黒石市西部地区センター
- (3) 所管課 黒石市教育委員会社会教育課

3 監査の期間

令和6年9月19日から令和6年11月1日まで

4 監査の着眼点

(1) 所管課

- ア 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、条例に規定されているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
- カ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- キ 指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査、指示は適切に行われているか。

(2) 指定管理者

- ア 施設は、関係法令（条例を含む。）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ウ 指定管理に係る会計処理は、適正に行われているか。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組は、行われているか。
- オ 出納関係帳票等の整備及び記帳は、適正に行われているか。
- カ 施設の管理に係る管理規程、経理規程等は、整備されているか。

5 監査の方法

本監査は、公の施設の管理に係る令和5年度の事務の執行状況について、預金通帳、関係帳簿及び証拠書類を審査し、所管課からの聴取を行った上で、関係法令、協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかどうかの主眼を置いて実地調査を実

施した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導及び監督が適切に行われているかどうか主眼を置いて実施した。

6 監査の結果

黒石市西部地区センターの指定管理者である黒石市西部地区連絡協議会及び所管課に対して監査を行った結果、基本協定書に係る当該施設の管理及び運営に関する業務並びに会計経理に関する業務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

所管課における指導及び監督については、おおむね適切に行われているものと認めた。

なお、当該監査において注意を促した軽微な事項については、省略する。

今後も、指定管理者の業務が関係法令や協定書等に基づき、適正に実施されているかを市と指定管理者が日常的、継続的に点検する仕組みを検討し、更なる社会教育の振興と地域住民へのサービスの向上に努められるよう期待する。